

「東日本大震災に関する特別相談窓口」の開設について

1. 特別相談窓口の開設

商工中金は、東日本大震災により影響を受けられた中小企業の方を対象とした「東日本大震災に関する特別相談窓口※」を平成 23 年 3 月 11 日(金)、全営業店に開設しました。

東日本大震災により、経営に支障をきたす等影響を受けられた中小企業の皆さまからの借入申込等に対して、法定の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

※平成 23 年 5 月 13 日より、特別相談窓口の名称を「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」から「東日本大震災に関する特別相談窓口」に変更しております。

2. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、ご本人であることを確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜的な取扱いをいたします。